

外国法人に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」は、外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「空白の箇所」	申請の種類に応じて「所得税法第 180 条」又は「租税特別措置法施行令第 3 条の 3」と記入する。
本文の「付」 の 空 白 欄	外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法第 180 条又は租税特別措置法施行令第 3 条の 3 に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教 示	「…3 月以内に 税務署長…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。